

富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議 設置要綱

(設置)

第1条 県民、事業者や消費者の関係団体、行政などが一丸となって食品ロス・食品廃棄物の削減に取り組む機運の醸成を図り、全県的な食品ロス・食品廃棄物削減の運動を展開していくため、富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 県民会議の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 食品ロス・食品廃棄物削減に関する取組みの検討及びその推進に関すること。
- (2) 食品ロス・食品廃棄物削減に関する情報交換及び情報提供に関すること。
- (3) 県民や事業者に対する食品ロス・食品廃棄物削減の普及啓発に関すること。
- (4) その他県民会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織及び委員)

第3条 県民会議は、学識経験者、事業者、消費者団体及び行政機関等からなる別表に掲げる委員で組織し、委員は知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第4条 必要な意見を聴くため、推進会議に、特別委員を置く。

- 2 特別委員は、知事が委嘱する。

(会長及び副会長)

第5条 県民会議に会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長は、富山県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長を補佐する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長又は委員のうちあらかじめ会長が指名した者が、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 県民会議に、特定の事項を検討させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(会議)

第7条 県民会議は、必要に応じ知事が召集する。

- 2 会長は、会議を進行する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、富山県農林水産部長が、会議を進行する。

(事務局)

第8条 事務局は、富山県農林水産部農産食品課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月15日から施行する。

別表

(分野別に団体等名の50音順)

分野	団体等名称	氏名
学識経験者等	(公財)とやま環境財団理事長、 北陸経済連合会名誉会長、北陸電力(株)相談役	永原 功
	(公社)富山県医師会副会長	村上 美也子
	富山大学大学院理工学研究部(工学)教授	加賀谷 重浩
生産	JA富山県女性組織協議会会長	谷井 悦子
	全国農業協同組合連合会富山県本部長	柏原 隆
	富山県漁業協同組合連合会会長	尾山 春枝
	富山県農業協同組合中央会会長	伊藤 孝邦
製造	(一社)富山県食品産業協会会長	四十物 直之
流通 (卸売・小売・外食)	富山県商工会議所連合会会長	高木 繁雄
	富山県商工会連合会会長	石澤 義文
	富山県水産物商業協同組合連合会会長	川尻 優一
	富山県青果卸売市場連合会会長	田井 佳夫
	富山県生活衛生同業組合連合会会長	稲垣 州英
	富山県生活協同組合連合会会長	小泉 謙二
	富山県米穀小売商業組合理事長	米澤 治夫
	富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合理事長	坂井 彦就
	日本チェーンストア協会環境委員会委員、 ユニー(株)業務本部CSR部長	花井 彩由実
消費者等	(公社)富山県米養士会会長	石黒 康子
	(福)富山県社会福祉協議会専務理事	車 司
	富山県PTA連合会会長	水谷 千万夫
	富山県環境保健衛生連合会副会長	浦出 義一
	富山県消費者協会会長	尾畑 納子
	富山県食生活改善推進連絡協議会会長	勝田 幸子
	富山県婦人会副会長	岡部 紀子
行政	富山県市長会会長	森 雅志
	富山県知事	石井 隆一
	富山県町村会会長	金森 勝雄